

岩手県告示第575号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により、笹森入会林野整備組合（奥州市）の入会林野整備計画の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第4項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年6月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 縦覧に供する書類の名称 当該決定に係る入会林野整備計画書の写し

2 縦覧の期間及び場所

（1） 期間 平成22年6月22日から同年7月22日まで

（2） 場所 岩手県農林水産部森林整備課及び奥州市役所